

# 広報わたらし

No. 78 (別紙)  
4月号

広報  
重県編  
行会集  
度  
村  
府  
課

## 度会村条例第三号

### 目次

### 条例

(四月一日公布)

度会村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十二年四月一日

三重県度会村長 大野真賀

度会村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

度会村職員の退職手当に関する条例

度会村保育所条例……(条例第四号)

○度会村職員住宅手当支給条例を廃止する

○度会村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……(条例第三号)

○度会村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……(条例第五号)

○度会村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……(条例第六号)

○度会村報酬および費用弁償等に関する条例

○度会村選舉管理委員会の事務に従事する従事員に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……(条例第七号)

○度会村の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……(昭和42年4月16日公布)

○度会村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……(昭和42年4月16日公布)

○度会村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……(昭和42年4月16日公布)

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条第一項または第五条第一項の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日ににおけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の二十五日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由が

ないと仮定した場合におけるその者の受けべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間により退職した者であつて任命権者が村長の承認を得て定めるものに対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一、一年以上十年以下の期間について、一年につき百分の百十  
二、一年以上二十年以下の期間について、一年につき百分の百二十  
三、二十一年以上二十四年以下の期間について、一年につき百分の百二十  
四、三十一年以上三十年以下の期間について、一年につき百分の百五十  
五、三十二年度度会村条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までを次のように改めることとする。

一、勤続期間一年以上五年以下の者

二、勤続期間六年以上十年以下の者  
百分の七十五

三、勤続期間六年以上三十年以下の者  
百分の六十

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

四、勤続期間七年以上三十年以下の者  
百分の八十五

(次条第一項の規定に該当する者を除く。)ならびに二十年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることがなく勤しおうを受けて退職した者および定員の減少若しくは組織の改廃(次条第一項に規定する定員の減少および組織の改廃または歳出予算の基礎とされる

(整理退職等の場合の退職手当)

第五条 条例による定員の減少若しくは組織の改廃または歳出予算の基礎とされる

定員の減少のため過負若しくは廃職を生ずることにより退職した者または二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勧しようを受けて退職した者であつて、任命権者が村長の承認を得たものおよび公務上の傷病または死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一、一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十  
二、十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五  
三、二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十一  
四、三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

2、前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

#### 一、勤続期間一年未満の者

百分の二百七十

二、勤続期間一年以上二年未満の者

百分の三百六十

三、勤続期間一年以上三年未満の者

百分の四百五十

四、勤続期間三年以上の者

百分の五百四十

3、前項の基本給月額は、度会村職員給与条例(昭和三十一年度会村条例第九号)の規定により給与が給料および扶養手当に区分して支給される職員については、これらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める。

4、第一項および第二項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その後再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。

(公務によることの認定基準)

第五条の二 任命権者は、退職の理由となった傷病または死亡が公務上のものであるかどうかを認定するに当たっては、職員の公務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の額が職員の退職の日における給料月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかるわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

#### 附 則

1、この条例は、公布の日から施行する。  
2、次に掲げる条例は、廃止する。

度会村職員の退職手当に関する特例条例  
(昭和三十九年度会村条例第十号)

勧しよう退職職員の退職手当支給に関する条例(昭和四十年度会村条例第九号)

度会村条例第四号

度会村保育所条例

右公布する

昭和四十二年四月一日

三重県度会村長 大野真資

#### 度会村保育所条例

度会村条例第四号

の一に該当すると認めたときは、退所させるものとする。

一、保育に欠ける事実がなくなったとき。

二、その他の保育所運営に支障が生じると認める事由があるとき。

2、私的契約児に対しては、村長の一方的な理由により契約を解除することができること。

3、前項の基本給月額は、度会村職員給与

条例(昭和三十一年度会村条例第九号)

の規定により給与が給料および扶養手当に区分して支給される職員については、

これらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める。

4、第一項および第二項の規定は、過去の

退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その後再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。

(設置)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十五条第三項の規定により法第三十九条に規定する保育所を設置する。

(名称及び設置等)

第二条 保育所の名称、位置及び定員は、

別表のとおりとする。

(入所の手続)

第三条 児童を保育所へ入所させたい者は、

規則で定めるところにより申請しなければならない。

(入所の措置)

第四条 度会村長は法第二十四条本文の規定に基づき、保護者の労働または疾病等の事由により保育に欠けると認める乳児、

幼児またはその他の児童を保育所に入所

の措置を行なう。(以下「措置児童」という。)

(私的契約)

第五条 度会村長は、措置児童を入所させ

てなお定員に余裕のあるときに限り前条

以外の児童を入所させることができる。

(以下「私的契約児」という。)

(退所)

二、月の途中において入所、または退所

したとき。

(目的外使用の制限)

第十条 保育所の建物及び附属施設を保育

時間外において使用しようとする者は、

事前に村長の許可をうけなければならぬ

い。ただし、村長において公安または風

広報わたり4月号(別紙)

俗を害するおそれ等があると認められるときはその使用を許可しない。

(規則への委任)

第十一條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は規則で定める。

附 則

別表第一中

選挙管理委員会委員長	選挙の行なわれる日の日額	一、三〇〇円
選挙管理委員会委員	一、八〇〇円	一、二〇〇円

に改める

1、この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。  
2、度会村保育所設置条例(昭和三十一年度会村条例第十八号)は、廃止する。

別 表

機関名	名称	位置	定員
度会村南中村保育所	たから園	度会村南中村一、二六〇番地	六〇名
度会村棚橋保育所	聖心大童園	度会村棚橋一、四一六番地	六〇名
度会村長原保育所	たちから園	度会村長原四九五番地	六〇名
度会村中之郷保育所	ひなづる園	度会村中之郷一、〇二四番地	六〇名

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日から適用する。

度会村条例第五号

度会村条例第六号

度会村職員住宅手当支給条例  
を廃止する条例

右公布する

右公布する

昭和四十二年四月一日

三重県度会村長 大野真資

度会村職員住宅手当支給条例を廃止す  
る条例

度会村報酬および費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例

度会村職員住宅手当支給条例(昭和四十年  
度会村条例第二十七号)は、廃止する。

度会村報酬および費用弁償等に関する  
条例(昭和三十六年度会村条例第十号)の一  
部を次のように改正する。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から  
施行する。

## 度会村条例第七条

昭和四十二年四月一日

三重県度会村長 大野真賀

度会村選挙管理委員会の事務に従事する従事員に対する費用弁償に関する規定

度会村選挙管理委員会の事務に従事する従事員に対する費用弁償に関する規定

度会村選挙管理委員会の事務に従事する従事員に対する費用弁償に関する規定

度会村選挙管理委員会の事務に従事する従事員に対する費用弁償に関する規定

度会村選挙管理委員会の事務に従事する従事員に対する費用弁償に関する規定  
(昭和三十八年度会村条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

事務の区分	費用弁償額
委員会本部所属の事務及投票事務	六〇〇円
開票事務	一、二〇〇円

別表第二を次のように改める

別表第二

職名	費用弁償額	職務の内容
選挙管理委員会書記	一、八〇〇円	投票の開始より開票事務の終了まで

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日から適用する。